

## 地方公務員給与の「わたり」の状況について

地方公務員給与の「わたり」とは、

- ① 給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級へ格付を行うこと
  - ② ①の他、実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めること
- により、給与を支給することをいう。

○ 地方公務員法第24条第1項

職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。（職務給の原則）

### 「わたり」の制度のある団体（平成22年4月1日時点）

「わたり」の制度のある団体は 151団体（8.4%）

〔対前年度比：▲70団体〕

区 分	平成21年 4月1日時点	平成22年 4月1日時点	H22-H21	区分別 団体数
全 団 体	221団体 (12.0%)	151団体 (8.4%)	▲70団体	1,797団体 [1,847団体]
都道府県	3団体 (6.4%)	2団体 (4.3%)	▲1団体	47団体 [ " ]
指定都市	1団体 (5.6%)	1団体 (5.3%)	増減なし	19団体 [18団体]
市	127団体 (16.6%)	106団体 (13.8%)	▲21団体	767団体 [765団体]
町 村	90団体 (9.1%)	42団体 (4.5%)	▲48団体	941団体 [994団体]
特別区	0団体 (0.0%)	0団体 (0.0%)	増減なし	23団体 [ " ]

※1 都道府県・指定都市については、上記の他、「わたり」に係る課題のある団体（団体側は「わたり」でないとしているが、説明が不十分と考えられるもの。）が、5団体ある。

2 割合は、各年の区分別団体数に対するものである。

3 区分別団体数の上段は平成22年4月1日時点の団体数であり、下段の〔 〕書きは平成21年4月1日時点の団体数である。

## 【参考】 「わたり」の該当基準

次の①又は②のいずれかにより給与を支給すること。

- ① 給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級へ格付を行うこと
  - ② ①の他、実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めること
- ②の具体の該当基準については、少なくとも、次の(1)から(4)のいずれかに該当する場合には、原則として「わたり」に該当。
- (1) 級別職務分類表及び級別標準職務表が、職務を明確に分類したものとなっていない場合  
例) 主査(3～5級)が一定の経験年数を経れば、4級から5級に昇格する場合
  - (2) 一つの職が4つ以上の級にわたって格付けられている場合
  - (3) 国家公務員の官職と職務・職責が同等な職の級の格付けが、国家公務員の本省の格付けを超えている場合  
例) 国の係員に相当する職を3級以上に格付け  
国の主任に相当する職を4級以上に格付け  
国の係長に相当する職を5級以上に格付け  
国の課長補佐に相当する職を7級以上に格付け
  - (4) 国家公務員の官職と職務・職責が同等な職の給料月額の高水準が、国家公務員の俸給月額の高水準を相当程度超えている場合

総務省は、引き続き、「わたり」の制度のある地方公共団体に対して適正化を求めるとともに、各地方公共団体に対し、職員の給与について情報公開を徹底するよう助言。

地方公務員給与の「わたり」に係る都道府県・指定都市の状況

平成22年4月1日現在

団体名	わたりの有無	内容（人数）	対前年度比（人）
北海道	△	指導主任4～5級（国係長3～4級）	—
青森県			
岩手県			
宮城県			
秋田県			
山形県			
福島県		「わたり」の制度を廃止	▲ 675
茨城県			
栃木県			
群馬県			
埼玉県	△	5級主査（国主査4級まで）	—
千葉県	○	主査を5級に格付け（928人）	2
東京都			
神奈川県			
新潟県			
富山県			
石川県			
福井県			
山梨県			
長野県			
岐阜県			
静岡県			
愛知県			

団体名	わたりの有無	内容（人数）	対前年度比（人）
三重県			
滋賀県			
京都府			
大阪府	○	主査を5級に格付け（1,892人）	▲ 72
兵庫県			
奈良県			
和歌山県			
鳥取県			
島根県			
岡山県			
広島県			
山口県			
徳島県			
香川県			
愛媛県			
高知県			
福岡県			
佐賀県			
長崎県			
熊本県			
大分県			
宮崎県			
鹿児島県			
沖縄県			

【都道府県計】

- 「わたり」の制度のある団体 2団体（2, 820人）〔対前年度比 ▲1団体（▲745人）〕
- △ 「わたり」に係る課題のある団体 2団体（—人）〔対前年度比 増減なし〕
- ※ 「わたり」の制度を廃止した団体 1団体（▲675人）

団体名	わたりの有無	内容（人数）	対前年度比（人）
札幌市			
仙台市			
さいたま市			
千葉市			
横浜市	△	係員級の給料月額の高水準が国の課長補佐級と同程度	—
川崎市			
相模原市			
新潟市			
静岡市			
浜松市			
名古屋市	△	係長級の給料月額の高水準が国の課長補佐級を1割程度超過	—
京都市			
大阪市	△	係員級の給料月額の高水準が国の課長補佐級と同程度 課長補佐級の給料月額の高水準が国の課長補佐級を1割以上超過	—
堺市			
神戸市			
岡山市	○	主任等を4級に格付け（4級 877人） 主査等を5級に格付け（5級 372人） 全ての課長補佐を6級（困難課長補佐）に格付け（6級 329人） 全ての課長を7級（困難課長）に格付け（7級 222人） 全ての審議監を8級（困難審議監）に格付け（8級 77人）	1,877人 ▲18
広島市			
北九州市			
福岡市			

## 【指定都市 計】

- 「わたり」の制度のある団体 1団体（1,877人）〔対前年度比 増減なし（▲18人）〕  
△ 「わたり」に係る課題のある団体 3団体（—人）〔対前年度比 増減なし〕

## 【都道府県・指定都市 合計】

- 「わたり」の制度のある団体 3団体（4,697人）〔対前年度比 ▲1団体（▲763人）〕  
△ 「わたり」に係る課題のある団体 5団体（—人）〔対前年度比 増減なし〕

※ 「わたり」の制度を廃止した団体 1団体（▲675人）

地方公務員給与の「わたり」に係る市区町村の状況

平成22年4月1日現在

都道府県名	団体数 (団体)	人数 (人)	市区町村名	対前年度比	
				(団体)	(人)
北海道	22	429	室蘭市、苫小牧市、千歳市、深川市、登別市、松前町、知内町、木古内町、八雲町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、黒松内町、鷹栖町、東神楽町、上川町、美瑛町、音威子府村、興部町、芽室町、中標津町、羅臼町	▲ 11	▲ 130
青森県	0	0		—	—
岩手県	0	0		—	—
宮城県	0	0		—	—
秋田県	0	0		—	—
山形県	2	75	鶴岡市、酒田市	0	16
福島県	0	0		▲ 1	▲ 354
茨城県	5	65	結城市、龍ヶ崎市、下妻市、高萩市、美浦村	5	65
栃木県	0	0		—	—
群馬県	0	0		▲ 1	▲ 163
埼玉県	6	1,527	川越市、草加市、越谷市、鳩ヶ谷市、三芳町、滑川町	1	▲ 127
千葉県	3	183	浦安市、袖ヶ浦市、大多喜町	3	183
東京都 (市町村)	5	179	青梅市、府中市、町田市、国分寺市、国立市	▲ 10	▲ 1,413
東京都 (区)	0	0		—	—
神奈川県	3	161	横須賀市、鎌倉市、小田原市	3	161
新潟県	1	11	湯沢町	▲ 2	▲ 70
富山県	0	0		▲ 2	▲ 48
石川県	0	0		—	—
福井県	0	0		—	—
山梨県	0	0		—	—
長野県	16	454	長野市、松本市、上田市、伊那市、茅野市、塩尻市、佐久市、小海町、南相木村、北相木村、軽井沢町、箕輪町、飯島町、中川村、天龍村、小布施町	▲ 16	▲ 236
岐阜県	1	101	大垣市	▲ 3	▲ 289
静岡県	2	61	熱海市、伊東市	2	61
愛知県	0	0		—	—

都道府県名	団体数 (団体)	人数 (人)	市区町村名	対前年度比	
				(団体)	(人)
三重県	2	151	松阪市、鳥羽市	2	151
滋賀県	0	0		—	—
京都府	2	105	城陽市、八幡市	▲2	▲51
大阪府	24	3,390	岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、貝塚市、八尾市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、交野市、大阪狭山市、阪南市、熊取町	▲1	896
兵庫県	0	0		—	—
奈良県	7	939	奈良市、大和郡山市、橿原市、桜井市、生駒市、香芝市、安堵町	▲9	▲637
和歌山県	0	0		▲1	▲22
鳥取県	1	32	境港市	1	32
島根県	0	0		—	—
岡山県	1	1	久米南町	0	▲12
広島県	1	369	三次市	1	369
山口県	0	0		▲1	▲201
徳島県	0	0		▲5	▲251
香川県	2	48	坂出市、綾川町	▲1	▲27
愛媛県	0	0		—	—
高知県	6	304	安芸市、四万十市、香南市、香美市、中土佐町、黒潮町	▲2	▲51
福岡県	0	0		—	—
佐賀県	2	68	鳥栖市、基山町	▲4	▲641
長崎県	0	0		—	—
熊本県	2	393	熊本市、荒尾市	▲3	▲6
大分県	12	1,774	大分市、別府市、日田市、佐伯市、竹田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、日出町、玖珠町	▲3	▲171
宮崎県	4	417	小林市、日向市、串間市、えびの市	▲2	▲81
鹿児島県	13	2,140	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、霧島市、南さつま市、奄美市、屋久島町、天城町	▲4	▲231
沖縄県	3	126	石垣市、名護市、うるま市	▲3	▲220
合計	148	13,503		▲69	▲3,498

※1 指定都市を除いた市区町村の状況である。

2 「対前年度比」欄の「—」は、平成21年4月1日時点も「わたり」の制度がなかったことを示す。

3 大阪府の人数には、高槻市の人数を含んでいない。

「わたり」の制度を廃止済みの団体(経過的に実態が残っているもの)

平成22年4月1日現在

1 都道府県

青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、長野県、愛知県、京都府、大阪府、鳥取県、島根県、熊本県、沖縄県

2 指定都市

浜松市、大阪市、岡山市

3 市町村 (指定都市を除く)

北海道	旭川市、帯広市、士別市、石狩市、七飯町、今金町、せたな町、余市町、奈井江町、新十津川町、美瑛町、小平町、美幌町
青森県	弘前市、黒石市
岩手県	北上市、久慈市、釜石市、金ケ崎町
秋田県	秋田市、男鹿市
山形県	米沢市、上山市、村山市、天童市、南陽市、河北町、大江町
福島県	郡山市
茨城県	茨城町
栃木県	佐野市、小山市、真岡市
群馬県	中之条町、東吾妻町
東京都	武蔵野市、小金井市、小平市、日野市、国立市、東久留米市、多摩市
新潟県	上越市
富山県	魚津市、砺波市、立山町
福井県	勝山市、あわら市
長野県	伊那市
滋賀県	竜王町
京都府	木津川市、久御山町
大阪府	池田市、守口市、枚方市、寝屋川市、和泉市、門真市、四條畷市
鳥取県	米子市、境港市、江府町
広島県	呉市、東広島市
徳島県	小松島市、阿南市
香川県	丸亀市、多度津町、まんのう町
高知県	奈半利町、馬路村、大豊町、越知町、大月町、三原村
熊本県	熊本市
大分県	中津市
宮崎県	西都市、都農町
鹿児島県	いちき串木野市、伊佐市
沖縄県	浦添市、沖縄市、恩納村、与那原町